

令和 2 年度

豊田市内部統制評価報告書（試行版）審査意見書

令和 3 年 8 月 2 4 日

豊田市監査委員

豊 監 発 第 4 1 9 号

令和 3 年 8 月 2 4 日

豊田市長 太 田 稔 彦 様

豊田市監査委員

大 谷 哲 也

金 子 芳 樹

杉 浦 弘 高

三 江 弘 海

令和 2 年度豊田市内部統制評価報告書（試行版）審査意見の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に準じて、当委員の審査に付された令和 2 年度豊
田市内部統制評価報告書（試行版）について、意見を提出します。

令和２年度豊田市内部統制評価報告書（試行版）審査意見書

１ 審 査 の 対 象

地方自治法第１５０条第５項の規定に準じて、市長から審査に付された令和２年度豊田市内部統制評価報告書（試行版）について、同法の定めるところにより審査を実施した。

２ 審 査 の 方 法 等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和３年７月１６日から８月１６日まで実施した。

① 令和２年度豊田市内部統制評価報告書（試行版）

② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

３ 審査の結果及び所見

令和２年度豊田市内部統制評価報告書（試行版）について審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

今回、重大な不備として報告された、建築物の「修繕業務」の事務手続及び様式類に関する統一的なルールの整備不足と、機密文書の保管に係るルールの未整備については、報告書に記載のとおり、早急に是正されたい。

内部統制の試行的な取組としては、その他特段記載すべき事項はない。しかし、本来の内部統制とは、現実には起きている事案、すなわち既に顕在化している部分を指摘して、関係部局に改善を求めるものではなく、まだ顕在化していないが、市民の福祉の増進を阻害するおそれがある事案を未然に防止するため、前もって対応策を講じることである。

今後は、業務の手順を可視化し、そこに潜むリスクを認識して、不適正につながるおそれのある危険を予防・統制するための内部統制を実施されることを望む。